

「光を輝かせるために」

マタイ 5 章 14-16 節。

「あなたがたは世の光です。山の上にある町は隠れることができません。また、明かりをともして升の下に置いたりはいしません。燭台の上に置きます。そうすれば、家にいるすべての人を照らします。このように、あなたがたの光を人々の前で輝かせなさい。人々があなたがたの良い行いを見て、天におられるあなたがたの父をあがめるようになるためです」

「教会と福祉」という言葉が金尾さんのお話の中にありました。私は教会の福祉主事として、教会の仕事と、福祉の仕事の両方に関わりながら、それをひとつの仕事として、「教会と福祉」の仕事を 5 年間続けてきました。

教会と福祉の仕事は、いのちに関わる仕事であり、人生に関わる仕事であり、一人ひとりを大切にする仕事です。

気が付けば 5 年も経ってしまいましたが、まだ自信を持って仕事をすることができません。誰かと関わりながらも、自分で良いのだろうか、何をしたら正解なんだろうか、どうしたら本当に喜んでもらえるのだろうか、そして、自分の存在の意味までも考えさせられます。

教会と福祉の仕事は、ともに生きる仕事でもあります。互いの関係性の中で、相手に私が影響を与えることもあれば、私が相手から影響を受けることもあります。

福祉主事となって最初の頃、ひとりの喜楽希楽サービスの職員の方が私の教育係のようになってくださいました。送迎のときにも付き添ってくださり、ご利用者さんとの接し方など色々と教えてくださいました。

その方は、他の福祉施設で働いていた経験もあり、人生経験も豊富なようで、いつも私に格言のようなことを、教えてくださいました。「人生色々あるわよー」とか、「いつまでも好奇心だけは忘れないで」とかです。深みのある言葉の数々によって、私は介護のイロハだけでなく、「人生とは何か」を考えさせられていました。

ただこの方は、送迎のコースは覚えるのが苦手なのです。ですから、送迎のコースは私の方が先に覚えて、私が教えていました。しかし、人生という長い道のりについては、この先輩職員が教えてくださったのです。このような相互の関係がありました。

そして、からしだねの働きにおいても同じように、互いの関係性の中で、生きるということを考えさせられます。そして、色々と悩みながら、ともに生きるという仕事を続けてきました。

教会員の山口淳君の介護に毎月 2 回、行っています。私にとってその毎月の 2 日間は普段とは違って、特別な時間です。

毎日介護を受けている淳くんにとっては、1ヶ月のうちの2日間という、わずかな時間ではありますが、介護に慣れない私に来るので、「もっと慣れている人に来てほしいな」と思う日なのかもしれません。

<山口淳君写真>

一昨日の金曜日にも、淳君のところに訪問してきました。彼は筋ジストロフィーという病気で、ご両親や訪問介護などの助けを受けながら生活をしています。

それでも淳君はティーンズのメンバーとして、そして青年会のメンバーとして、ともに礼拝に出席し、青年会のキャンプにも参加してきました。ときにはディズニーランドに行ったりと、色々なところに出かけてきました。

彼は来年の3月にちょうど30歳になります。盛大にお祝い出来たら良いなと考えています。

淳君に与えられたこれまでの人生と、そして、淳君の人生に関わる私の人生。ともに生きる時間。どんな意味があるんだろうかと考えながら、一緒に楽しく過ごしています。

福祉主事になったときに、「介護職員初任者研修（昔のホームヘルパー）」の資格を取りました。そのときに教えられた介護の基本があります。「気付き」、「目線」、「受容」という3つのことでした。

まず、「その人の変化に気づくこと」。それはその人のことをいつも気にしているということでした。

そして、「目線を合わせること」。それは、相手との関係性でもあり、目線の高さを同じにすることは、相手を尊敬することになります。

3つ目には、「その人を大切な価値のある存在として受け入れること」。これはなかなか難しいことかもしれません。「誰であっても差別や偏見なく、当たり前で生きることができる」という、ノーマライゼーションという考え方もあります。

このような、「気付き」、「目線」、「受容」、という3つのことは、介護の現場だけでなく、私たちがともに生きる中で大切なことだと思います。

しかし、ともに生きる意味や、私たちの存在理由などについて、はっきりとした答えは教えられませんでした。

聖書では、「あなたがたは世の光です」と言われています。日本の福祉の歴史の中で、この言葉を社会に広めた人がいました。

日本においては、戦後、そして 1950 年代の高度経済成長の時代において、経済的に豊かになる一方で、福祉という考えが遅れていて、例えば、障害のある子たちが学校教育から排除されてしまうような状況もありました。障害者の家族も苦しい生活をせざるを得ませんでした。

高度経済成長という競争や成長という社会の動きの中で、人間に対して優劣をつける「優性思想」も広がり、差別や人権侵害が当たり前のように行われていました。

そんな中で、1960 年代に入って、糸賀一雄という人が「この子らを世の光に」と社会に呼びかけるようになったのです。

糸賀一雄は、障害者福祉の父とも呼ばれ、クリスチャンでもあります。

当時、障害児に対して、「かわいそうな存在」といった見方、上から見るような、あるいは優劣をつけるような見方がされていた時代の中で、糸賀一雄は、障害児こそが輝ける社会が、あるべき社会であると考えて、「この子らを世の光に」とメッセージを発したのです。

糸賀が訴えたのは、人の絶対的価値です。

糸賀は「福祉の思想」という本の中でこう語っています。

「人間は長いあいだその歴史の中で、いろいろな格差と差別を経験してきた。社会的な差別による人間的自由の抑圧をも同時に味わってきた」

「今日私たちは、人間の価値が、本質的にはその属している階級や貧富によって左右されるものでなくなったということを知っている。そればかりか、人間の価値は今日、単にその身体や容姿にあるのではないということも、その実存的な意味でわかっているつもりである」

「しかしそれは深く人間の実存に潜入し、その理性に照らし、その本質を探究するときには人間の絶対的価値とでもいうようなものとしてとらえられるのであろうか。

そうは言っても、私たちはいま、頭の中でわかっているつもりなのかもしれない絶対的価値などというものは、感情的にしっくりしない。何か自分が無理やりに自分を納得させようとしているような不自然さをこの言葉から感じさせられもするのである。

やはり、人間の日常性を支配しているものは、そして実際にあるものは、相対的価値である」

「これが現実の社会である」

糸賀は、人の価値というには、絶対的な価値であり、人と優劣を比べるような相対的な価値ではないのだと主張します。しかし、一方で、相対的価値が人々の日常を支配している、これが現実の社会であると指摘したのです。

それからしばらくしてようやく、80年代、90年代に入り、障害者も社会の一員なのだという「ノーマライゼーション」の考え方が世界で広がるようになります。

2006年に国連で採択された、「障害者権利条約」において、障害が個人のものではなくて、障害が社会によってつくられる状況があるということを踏まえて、「社会的障壁」という言葉も出てきました。

「バリアフリー」という言葉もあります。障壁を取り除くという意味ですが、それは目に見える物理的な障害を除くときに使われます。例えば階段だけでなく、エレベーターをつけるとか、段差にスロープをつけるとか、信号機に音をつけたり、通路に点字ブロックをつけたりということです。

これらのことは少しずつ浸透してきているのかもしれませんが、しかし、「社会的障壁」、社会の中に壁があるという考え方はどうでしょうか。

日本にも「障害者基本法」というものがあります。

障害者基本法は、障害者が個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者と障害のない人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に定めているものです。

障害者の生活の中の物理的な不自由を取り除くだけでなく、もっと積極的に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すというのです。

2011年に改正された、障害者基本法の中にも「社会的障壁」という言葉が出てきます。心身の機能の障害だけでなく、「社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態がある」、ということがはっきりと書かれています。そしてその社会的障壁というものは、「日常生活又は、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と書かれています。その後、「障害者総合支援法」というものも成立します。社会的障壁を取り除き、その人らしい生活を支援することは、その人の自由と権利を認めることです。

このような法律は2000年代に入ってからですが、すでに憲法では個人の自由と権利は認められていました。

日本国憲法第十二条、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

私たちは、一人ひとりに自由と権利が与えられています、そして、その自由と権利を守られるために努力し続けなければならないのです。それは、すでに憲法に定められていることです。

そして、特に子どもの権利については、1951年に児童憲章が制定されています。その前文にはこう書かれています。

「われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」。

児童憲章には3つの基本的な規定があります。

「児童は、人として尊ばれる」

「児童は、社会の一員として重んぜられる」

「児童は、よい環境のなかで育てられる」

先ほど紹介した糸賀一雄も、これらの児童の権利のために、「この子らを世の光に」と語り続けたのです。

私たちは誰であっても、絶対的な価値があります。一人ひとりのすべてのいのちが尊重されなければなりません。

マタイの福音書 5章 14節。

「あなたがたは世の光です。山の上にある町は隠れることができません」

暗くなった夜、町中のそれぞれの家で、ともし火がゆらゆらとその家を照らしている風景を想像します。町のあちらこちらで、ともし火が輝いている景色です。空を見上げれば、満点の星空も輝いているかもしれません。

創世記 15章 5節。

「そして主は、彼を外に連れ出して言われた。「さあ、天を見上げなさい。星を数えられるなら数えなさい。」さらに言われた。「あなたの子孫は、このようになる。」」

旧約聖書の時代、神様はアブラハムの子孫を星の光にたとえました。アブラハムは天を見上げながら、大小様々に輝く、数えきれないほどの星を見たことでしょう。

空には、赤い星もあれば、青い星もあります。一等星から六等星まで、光の輝きが違います。星空を見上げますと、「たくさんの、それぞれのいのちが輝いている」、そんなイメージを持つことができます。

そのような星空の輝きも美しいですが、イエス様は、私たち一人ひとりをそれぞれの家で輝いているともし火にたとえられました。

星空の光もそうですが、ともしびの光も不思議な魅力があります。現代の私たちにとって、家の明かりといえば、蛍光灯やLED ランプが当たり前になっています。

しかし、イエス様の時代は灯油ランプでした。

その油はオリーブの油であったり、動物や植物から取れる様々な油があったようです。ランプの器も様々で、粘土で作られた物もあれば、青銅や金属で作られた高価な物もあったようです。そのような灯油ランプが、それぞれの家の中で一晩中、灯されていたということなのです。

蛍光灯やLED ランプを人工的な光と言うならば、灯油ランプのともし火は自然な光と言えます。

現代の私たちは人工的な光に囲まれています。それは統一された光、コントロールされた光です。しかし、灯油ランプのともし火にはゆらぎがあります。人工的なものに囲まれている私たちにとって、自由で、予測不可能な自然な光にはあまり慣れていないかもしれせん。

最近、キャンプがブームになって、焚火が流行ったりもしています。その焚火の良さは、「ゆらぎ」だそうです。光の色や強さがゆらぐことが心地よいそうです。皆で焚火を囲んでリラックスをした時間を過ごすことができる。そんな不思議な力があるそうです。

イエス様が、「あなたがたは世の光です」と言われた時、それは人工的な光のように統一されたものではなくて、ゆらぎのあるともし火でした。個性のある自然な光です。豊かさと多様性のある光です。

私たちは普段から人の手によって大量生産された物に囲まれていますから、多様性というものを受け入れるということに慣れていないのかもしれないかもしれせん。

開催中の東京オリンピック・パラリンピックのテーマは「多様性と調和」です。しかし多様性を認めながら、調和するというのは、なかなか難しいことです。

ある日の新聞のコラムにこんなことが書かれていました。

「アメリカに暮らしていた 10 年前、『多様性はアメリカの誇り』が口癖の友人がいた。私の父と同年で、祖父母の時代にロシアから移住してきたユダヤ系アメリカ人。彼がある日、憤慨して言った。『マクドナルドの店員 2 人が俺の前でスペイン語で会話して、

我慢ならなかったよ』。聞けば、店員たちは中南米からの若い移民らしい。
いいじゃん、彼らの母語なんだから、と返すと彼は真剣に言う。『俺の祖父母はこの国
に来て以来、家庭でも英語を話そうとした。この国では英語はただの言語じゃない。ど
んな出目の移民もアメリカ人にしてくれる絆なんだ』。
彼はボランティアで移民に英語を教えていた。どんなルーツの人も英語を使う、彼の思
い描く「調和」のために努力していた。
私と彼は、『多様性』を大切にしたい点では一致していたが、望む景色は違った」

多様性を大切しながら、調和する、あるいはともに生きることの難しさを考えさせられ
ました。日本でも、絆ということばが流行り、また同調圧力、世間体という言葉もよく
聞きます。いかに私たちが多様性を尊重しながら、ともに生きることができるでしょ
うか。

マタイ 5 章 15 節。

「また、明かりをともして升の下に置いたりはしません。燭台の上に置きます。そうす
れば、家にいるすべての人を照らします」

イエス様は、「あなたがたは世の光です」と言って、そして升の下に隠してはならない
と言います。

私たちはそれぞれの光を大切にしたいと思うのです。
それぞれの光があります。器も違うかもしれません、油も違うかもしれません、光の色
も、光の大きさも違うかもしれません。しかも、ゆらぎつつ変化する光です。

私たちはついつい、同じものを求めてしまいます。みんなと同じように光るように、い
つも同じように光るように。
そのような考え方が、社会の中で、社会的障壁となり、優性思想となり、自由や権利の
侵害となり、差別となってしまうのかもしれない。

イエス様は、「明かりをともして升の下に置いたりはしません」と言われました。一人
ひとりの、それぞれの違った光を大切にしたいと思うのです。
いかに多様性を尊重し、一人ひとりの自由と権利を守ることができるでしょうか。

めぐみ教会はこれまでも、多様性と調和のために、ともに生きるために、その実現のため
に努めてきました。型にはまらずに、自由な教会として、一人ひとりの必要のために
存在する教会であり、4 事業の働きもあります。

特に自由が制限される世の中で、権利が制限される世の中であって、教会こそが人々の自由と権利のために存在し、多様性と調和をもたらす共同体として、ともに生きる群れとして、一人ひとりの光を輝かせ、この世に真の光をもたらすことができればと思います。

なによりイエス様が、私たち一人ひとりをその人らしく輝かせてくださいます。皆が自由に輝いて存在することができるように助けてくださいます。

マタイ 5 章 16 節。

「このように、あなたがたの光を人々の前で輝かせなさい。人々があなたがたの良い行いを見て、天におられるあなたがたの父をあがめるようになるためです」

「あなたがたの光を人々の前で輝かせなさい」と言われます。私たち一人ひとり、誰であっても輝く光を与えられています。

ここで良い行いと言われていますが、良い行いとは何でしょうか。

エペソ書 2 章 10 節。

「実に、私たちは神の作品であって、良い行いをするためにキリスト・イエスにあって造られたのです。神は、私たちが良い行いに歩むように、その良い行いをあらかじめ備えてくださいました」

良い行いとは、すでに神様によって備えられているものです。なぜならば、私たち一人ひとりが神の作品であるからです。

創世記の 1 章で神様は人を造られました。

創世記 1 章 31 節。

「神はご自分が造ったすべてのものを見られた。見よ、それは非常に良かった」

「それは非常に良かった」と言われました。私たちは神様によって作られたがゆえに、非常に良い存在なのです。神の恵みであり、神の賜物によって私たちは輝くことができます。それが絶対的な価値です。

私たちは、相対的な価値の中で、いかに自分の価値を高めようかと考えて、人と比較して、自分の能力を高めようとします。それは人間が作る、人工的な光です。

私たちは誰しも、神様によって造られた者としての輝きがあります。

詩篇 37 篇 5-6 節。

「あなたの道を主にゆだねよ。主に信頼せよ。主が成し遂げてくださる。

主は あなたの義を光のように あなたの正しさを 真昼のように輝かされる」

私たちの価値と輝きは、人と比べるものではありません。自分の力でなんとか輝こうとするのではなく、私たちは、神様によって輝くことができるのです。そしてそれぞれの輝きがあります。神様によって造られたいのちの輝きであり、神様の恵みの光です。神様の恵みのうちに、私たちの人間的な弱さもすべて輝きに変わります。

ですからイエス様は私たち一人ひとりに言うのです。「あなたがたは世の光です」。

金尾所長が紹介してくださった、対談の中で出てきた問いがありました。

「教会は気軽に助けてと言える場所になっているか？」

「目の前の一人を大切にしているか？」

「異質な存在を受け入れているか？」

「はっきりとした福祉の指針は何によって持てるのか？」

「福音の必要性を感じているか？」

「クリスチャンや教会に可能性はあるのか？」

これらの問いは、私たち一人ひとりに向けられた問いでもあり、私たちの教会が問われていることでもあります。その答えはイエス様が教えてくださいます。

私たち一人ひとりが、神様によって造られた、ゆらぎつつ、輝くともし火です。同じ光はありません。ひとつひとつの光が大切な光です。今ここに輝いている、真に美しい光を大切にしたいと思います。